

個人情報に記載された小遣金入金連絡票の誤交付について

このたび、当センターにおいて、個人情報に記載された小遣金入金連絡票（以下「伝票」という。）を誤って他の患者さんに渡してしまうという事案が発生しました。

このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者Bの氏名・小遣金入金額・センターの領収印（当該センターに入院したことが類推される）

2 経緯

令和6年9月24日（火）

- ・患者Bの家族が小遣金窓口で入金を行い、小遣金窓口担当者（委託職員）が所定の棚に伝票を入れた。
- ・病棟の看護師Xが所定の棚から伝票を引き上げ、各患者の小遣い帳に仕分け作業を行った。

令和6年9月25日（水）

- ・患者Aが転院のため、看護師Yが入院中に預かっていた私物を返却後、センターを退院した。

令和6年10月9日（水）

- ・退院した患者Aの親族が、持ち帰った私物に混入していた患者Bの伝票を病棟に持参したことにより、個人情報の漏えいが発覚した。

令和6年10月10日（木）

- ・看護師長が患者Bに経緯を説明した上で謝罪し、伝票を返却した。

3 誤って手渡した原因

- ・看護師Xが伝票を仕分ける際、患者の氏名確認が不十分であったため。
- ・看護師Yが患者Aに私物を返却する際に、他の患者の私物が混入していないか、確認せずに渡したため。

4 再発防止策

- ・個人情報漏えいが発生した部署において、私物返却時には、他の患者の私物が混入していないか、患者氏名を確認して返却を行うよう注意喚起を行った。
- ・職員及び委託職員に対し、個人情報漏えいに対する注意喚起を行うとともに、書類交付時はダブルチェックを行うよう啓発を行った。